

いわき市環境基本計画（第三次）一部改定版（素案）の概要

いわき市環境基本計画の改定について

市環境基本計画は、市環境基本条例第8条に基づく、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、現行計画は令和3年3月に策定した「市環境基本計画（第三次）」です。

現行計画は、令和7年度末で計画期間の中間を迎えること、また、国の「第六次環境基本計画」が策定されたことなど環境施策をめぐる状況の変化に対応するため、令和6～7年度の2カ年で計画の一部改定を行います。

○めざしていく環境都市像 「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」

○計画期間 令和8年度～令和12年度

【改定のポイント】

- 現行計画の目標、施策体系を基本とし、環境法令・施策動向を踏まえた修正
 - ・ 気候変動適応法の改正部分（**熱中症対策**）を追記
 - ・ 市脱炭素社会実現プランの内容を反映
- アンケート結果等を踏まえた今後注力すべき基本施策
 - ・ 次世代エネルギー社会の構築：再生可能エネルギー利用の機器導入促進
 - ・ 徹底した省エネルギーの推進：省エネにつながるライフスタイルの啓発
 - ・ まちの美化と不法投棄の防止：警察署等と連携した不法投棄監視等対策を実施
 - ・ 生物多様性への理解促進・確保：**外来生物に関する情報展開**等

基本目標・基本施策

主な改定項目の内容

めざしていく環境都市像
人と自然が共生するまち

循環都市いわき

基本目標1 【脱炭素】 気候変動を抑え、備えるまち

- 1 次世代エネルギー社会の構築 **注力**
- 2 徹底した省エネルギーの推進 **注力**
- 3 気候変動への対応

- 市脱炭素社会実現プラン策定を踏まえ、基本目標の【低炭素】を【脱炭素】へ改め、市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を修正
- 再エネ施設の設置について、適正な導入と管理を促し、自然環境の保全や災害の防止等を図ることを位置付け
- 燃料電池自動車や電気自動車の導入促進を追記
- 熱中症に関する注意喚起や指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）等の利用促進を位置付け

基本目標2 【循環】 地域内で有効に資源が循環するまち

- 1 ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立
- 2 廃棄物の適正処理
- 3 まちの美化と不法投棄の防止 **注力**

- フードドライブやフードシェアリングサービスの普及を位置付け
- 低濃度PCB対策について、事業者への周知及び指導の実施を位置付け
- 不法投棄に対する意識醸成等を図るため、市民への啓発活動や自治会等への活動用資材の交付実施を位置付け

基本目標3 【共生】 生き物の多様性を守り、 自然の恵みを享受できるまち

- 1 生物多様性への理解の促進 **注力**
- 2 生物多様性の確保
- 3 自然とのふれあいの機会の創出

- 「野生動植物等調査参加者数」「自然体験型イベントの開催数」の環境指標については修正
- アライグマやハクビシンの生活環境被害等の防止の観点から、適切な有害鳥獣対策の推進を位置付け
- サルやクマ等の野生生物の出没情報に際して、迅速な情報提供と注意喚起を位置付け
- イノシシやクマの市街地への出没に対応するため、緊急銃猟の体制整備を位置付け

基本目標4 【安全・快適】 生活環境を保全し、 快適に暮らせるまち

- 1 大気・水等の保全
- 2 自然災害への対応
- 3 環境放射能への対応

- 除染の終了に伴い、関連事業を削除し、「環境放射能に関する啓発・理解促進」を追加
- 建築物等の解体等工事の石綿（アスベスト）対策の推進を位置付け

基本目標5 【支える仕組み】 みんなで環境を守り、創造するまち

- 1 環境保全活動の促進
- 2 協働による環境保全
- 3 市の率先的な活動の実施

- 市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定（具体的な目標を設定）【新たに設定を検討している施策（重点施策）】
設置可能な公共施設への太陽光発電の設置、新設建築物のZEB化、
公用車電動化（代替可能な場合のみ）、既存公共施設照明のLED化、
公共施設における再生可能エネルギー電気の調達